

Control over Gagaku in Edo period

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山田, 淳平, Yamada, Jumpei メールアドレス: 所属:
URL	https://kcua.repo.nii.ac.jp/records/336

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



近世における奏楽統制

山田 淳平

本稿は、近世における雅楽をめぐる奏楽統制について明らかにするものである。楽所奉行四辻家や、三方楽人が、素人による奏楽に対する統制力を持つていたことは先行研究でも指摘されてきたが、その統制力の内実について、楽人や寺社の史料を用いて実態解明を行った。結果、近世には、四辻家・三方楽人による師弟関係を基軸とする全国的な奏楽統制と、在在する大和・一國に対する領域的な奏楽統制という、二つの異なる原理による奏楽統制が併存していることが明らかとなった。その二重化は、楽人集団の組織構造の特質に起因する。また、こうした四辻家や楽人集団による奏楽統制を、寺社の視点から捉え返すと、地方寺社においては、雅楽受容の選択性や多様性が温存されており、必ずしも統制が徹底していた訳ではなかった。実情も明らかとなった。

〔キーワード〕 雅楽、四辻家、三方楽所、寺社、楽所奉行

はじめに

本稿は、近世における雅楽をめぐる奏楽統制について明らかにするものである。近世社会における雅楽の幅広い普及状況については、西山松之助が家元制の一例として、三方楽人のもとに門弟として編成された大量の雅楽人口を見出して以来、度々論じられてきたところであり、日本各地における事例検出は枚挙に遑がない程である。しかしながら、こうして広く分布した雅楽の実態が、如何に体系づけられるのかは課題として残されている。

つとに西山は、近世の雅楽界において、「三方楽人（家元）―中間師匠（名取）―門人」という家元制的構造が文政期以降に成立することを指摘した。^⑤これは、近世中期まで存していた三方楽人の強力な統制力が、寛政期頃に社会の雅楽熱の高まりとともに素人に雅楽が普及することによって弛緩し、それを打開するために、楽人による素人への教授という新企画が生まれたことの帰結とされたものである。三方楽人の統制力については、南都楽人による

楽頭職の集積（本稿第一章第一節参照）や、大和国内での素人による奏楽計画への圧迫（本稿第二章第一節で取り上げる天明の在原寺一件）、長州藩の非門楽役の門弟化（本稿第三章第一節参照）など様々な具体例を駆使して論じているが、こうした統制力の根拠として挙げられているのは、「社会通念として確立している無限定的な支配の権威」^⑥、あるいは「（三方楽人に）入門をして相伝を受けなければ、雅楽の公式演奏はできないという不分律^⑦」といった表現である。三方楽人による統制の源泉を非合理的な権威性に求めている訳であるが、この点については、如何なる歴史的経緯・構造によって統制が可能となり、如何ほどの実効性を持っていたのか、実証的に検証していく余地があるだろう。

近世後期の南都楽人による素人奏楽の統制について実証的に明らかにしたのが、道端麻依子である。道端は、近世後期における雅楽の普及を単なる嗜好としてとらえず、儀礼での奏楽を必要とする寺社の宗教者層の存在に着目し、大和国における南都楽人（特に在南楽人）と宗教者層の素人との競合

状態を見出だした。そして、西山が取り上げた天明の在原寺一件などから、宗教者層による素人奏樂が台頭し、樂人の統制力が弛緩してきた結果、素人奏樂の全面的な禁止から奏樂の把握・編成へと樂人の志向が変化したのだとした。近世後期の和和における、南都樂人による寺社奏樂の組織化を解明した意義ある論考であるが、近世後期における雅樂の普及と樂人の雅樂統制力の弛緩と樂人による統制・編成という構図は西山と共通している。

いずれも三方樂人が雅樂に対する統制力を持つことは自明の前提とされているくらいがあるが、果たしてそれでよいのであろうか。例えば、武家社会における三方樂人に限らない雅樂の受容経路の複雑性や、宮中雅樂の相対化といった現象を踏まえるならば、四辻家や三方樂人の統制力を無前提に認めることには疑問が付される。四辻家・三方樂人の雅樂に対する権能をアプリアリに存在するものとせず、その由来や形成過程が問われるべきであろう。これまで、漠然と前提とされてきた、四辻家・三方樂人による奏樂への統制力について、実態から評価していくことが求められるものと言える。

上記の問題意識をもとに、本稿では、第一章で四辻家・三方樂人による奏樂統制、第二章で在南樂人による奏樂統制を検討対象として、樂所奉行四辻家および樂人集団による奏樂統制が如何なる構造であったのかを明らかにし、それを踏まえ第三章で、地方寺社の視点から、奏樂統制の実効性と射程を論じることとしたい。

一 樂所奉行四辻家による奏樂統制

本章では、樂所奉行四辻家を中心とする奏樂統制が具体的に如何なるものであったのかの実態解明を行う。

一・一 寛延の樂道改

まず、四辻家・三方樂人による全国的な奏樂統制のありようを示すものと

して、安政三年（一八五六）に南都方在京樂人辻家が作成した「樂頭注進」を見てみよう。これは、辻家が樂頭を有する寺社・樂儀を書き上げたものであるが、諸社・鎮守・寺院・雜部に部分けされた上で、諸社として尾張熱田社、同東照宮、豊前宇佐宮、讃岐石清尾八幡宮、同一ノ宮、山城六孫王社、紀伊高野天野社正遷宮舞樂、備中吉備宮、下野日光東照宮、同宇津宮明神、備前東照宮、相模江ノ島弁才天、越中富山天満宮、長州社家、鎮守として仙洞御所御鎮守、陽明家御鎮守、寺院として大和興福寺維摩會、法隆寺聖徳太子御遠忌、信貴山、山城泉涌寺舍利會、廬山寺の臨時法會、知恩院末三十六ヶ寺、伏見知恩院末十八ヶ寺、東本願寺とその掛所（山科、大坂天満、堺、難波、岡崎、越中井波瑞泉寺、同城端善徳寺）の臨時法會、仏光寺、興正寺の臨時法會、伊勢津西來寺、同寒松院、和泉春木村西福寺、江戸麻布善正寺、雜部として二尊院での称念院殿御遠忌、陽明家での臨時舞樂、東本願寺での真夏卿御遠忌が列挙されている。広範囲にわたる寺社名とともに、それぞれの樂頭を務める樂器ごとの樂人名、また、樂人自らが出仕するのか、樂人の門弟が奏樂を行うのかの別までが記されているのである。本史料はかつて西山が、辻家による演奏権の広がりを示すために用いた史料であり、ここから近世後期における雅樂の全国的な普及や、樂人の寺社奏樂への影響力・統制力の大きさを見て取ることは容易であろう。この注進書は、四辻家の達に応じて提出されたものであり、同様に提出されたものとして、天王寺方在京樂人東儀家のものが残っている。¹²⁾ 辻家のものよりは数が少ないものの、東儀家もまた、諸社として三河西尾の御劔八幡宮、同牛頭天王社、諸寺院として日蓮宗本法寺やその末寺である鳥辺山本住寺、伏見本教寺、摂津梶原一乗寺、同中寺町正法寺を樂頭を持つ寺社として書き出しているのである。現状樂頭の注進書が確認できるのはこの二家のみであるが、その他の樂家も含めると相当な数の寺社が、樂人の統制下にあるものとして列挙されたことが推測される。¹³⁾ 多くの寺社においては、樂人自身ではなく門弟が出勤するとされており、三方樂人は、寺社の樂役や樂僧を門弟として編成し、その師家として君

臨していたのである。

それでは、このような楽頭を中心として寺社奏樂を統制する体制は如何にして構築されたのであろうか。その手がかりは、この時四辻家が出した達書にある。

【史料一】「辻則察「日記」(南都楽人辻家資料) 安政二年十二月九日条

左之通回状到来、尤四辻殿より被達候趣也

近頃諸社諸寺等音楽之儀猥ニ相成、度々不都合之儀相聞候、寛延以来制止茂有之候儀、此度嚴重可被取調候、恒例臨時免許有之寺社参向之分者催より被書附可被指出、亦ハ僧樂社人等祭要法要勤来之分ハ其師家より一々被書付可被指出候、且又届之無之仕来之分も初年以來之義委被書付可然候、来辰正月卅日迄ニ可被指出候故、当国他国も被致承知度候事

安政二年十二月

楽人に向けて、諸寺社の奏樂の状況について書き出して提出することを命じた達書であるが、注目すべきは「寛延以来制止茂有之候儀」との文言で、寛延年間以来、寺社奏樂に対して何らかの統制が加えられていたことが読み取れる。従って四辻家・三方楽人による奏樂統制の形成過程を明らかにするためには、寛延年間の動向を説明していくことが必要となる。

寛延年間の寺社奏樂統制については、楽家側の史料からは見出せないものの、寺社側の史料から相当程度明らかとなる。以下、その経過を追っていく。事の発端は、寛延四年(一七五二)七月、在天楽人が四辻家に対して、堺の浄土宗知恩院末寺院の奏樂の差留を求めたことであった。

【史料二】「寛延四年宝暦元年來翰 下」(華頂古記録二四六)⁽¹⁴⁾

奉願候口上

一、泉州堺知恩院派僧衆音楽伝来茂無之猥ニ楽儀被相勤候付、從仲ケ間停止

可然段申入候処、承引無之、剌被申越候者、門中代々伝り來候事ニ候得者相止申間敷旨被申越候、楽道之儀如何被存候哉、難心得儀ニ御座候、異国ニ茂退転之楽道本朝ニ相殘候事者大切成義ニ御座候、依之 主上御所作始之時樂家師家之輩之内被召御師範御稽古等被為遊候、於 朝廷茂右之御作法ニ御座候、然所法中之輩我儘ニ音楽取扱被申候儀言語道断之至ニ御座候、ケ様之義其分差置候者末々猥ニ相成候段乍恐樂家之輩甚歎ケ敷奉存候付、右之趣口上書を以言上仕候、被聞召此已後猥ケ間敷儀無之様ニ御沙汰之義奉願候、以上

未

在天王寺

七月

楽人中

四辻三位様御内

芝式部殿

在天楽人が堺の知恩院末寺での奏樂を差し留めようとしたところ、寺院側が「門中代々伝り來候事」と主張し承引しなかつたため、四辻家へ訴え出たのである。これを受けて四辻家は本寺知恩院へ、堺門中の奏樂の差留を求める内達を出し、七月二十八日には堺門中三ヶ寺が知恩院の月番・山役に呼び出され、内達の旨が伝えられている。

【史料三】「日鑑」寛延四年七月廿八日条(『知恩院史料集日鑑篇』)⁽¹⁵⁾

一、堺門中三ヶ寺登山、於梅之間、月番并山役兩院対談、此度招候ハ、樂之司四辻三位殿(実長)より、当山迄内達有之候ハ、堺門中知恩院末、近頃音楽興行之義妄リニ執行被致候由、楽道之義ハ至極大切之事、上天子迄、御即位御所作初之節、其達人を被為召、御伝被遊候訳ニ候処、妄リニ相用候義不届之至ニ候、知恩院ハ本寺之事ニ候ヘハ、向後相止メ候様ニ、急度被申渡候様ニ存候、若本寺より通達有之候而も、相止ミ不申候ハ、此方より堺奉行所江相断、伝奏等江も達候而、表立而止メさせ可申、左候

而ハ、外々ニも相障り候方多く可有之候との内達ニ而も、右之訳ニ候得者、堺門中向後音楽執行之義、急度相止メ可被申、此旨具ニ可有承知候、尚指図と申ニ而ハ無之候得共、多年務来り習置候義、楽具等も有之事、此後無益ニ相成候茂残念候得者、向後ハ各々心入ニ而、断ルへき方へ相断、伝授等之作法相調候而、被致執行候ハ、別ニ障り申方も有之間敷哉、是ニハ其致方可有事と存候、先々右申渡旨承知、御請申候而之上、以後相勤候而も、何方より茂咎無之候様ニ、宜可有料簡事と存候、只今申渡義、彼是と申訳、一向不承知ニ候而ハ、彼家江其趣返答可申遣事ニ候、左候而ハ表立、彼是騒動、跡ニ而難義ニ而、後々共、音楽ハ一向不相成様ニ可罷成と存候旨、具ニ申論シ候処、只今直ニ御請も難申上、暫御延引可被下、思熟之上、追而可申旨ニ而退出

知恩院は、堺奉行や武家伝奏のもとで表沙汰の出入になることを嫌ったのか、四辻家の内達を受け入れる方向で堺門中に申し論している。ここで問題となっているのは、「向後ハ各々心入ニ而、断ルへき方へ相断、伝授等之作法相調候而、被致執行候ハ、別ニ障り申方も有之間敷哉」とあることから分かるように、堺門中が三方楽人に入門せずに奏楽を行っていることであつた。このような状況を受けて、四辻家では諸宗の奏楽についての取調を行うこととなる。

【史料四】「日鑑」宝暦元年十一月廿三日条（『知恩院史料集日鑑篇』）

覚

一、京・大坂・堺等之末寺方ニ而、音楽被用候寺々、音楽発起伝来、且当時伝来之僧衆之名前并師家之名前等、書付可被差出候事

未十一月

四辻家

雑掌

知恩院の末寺で音楽を用いている寺院について、音楽の由来と、現在奏楽を行っている僧およびその師家の名前を書き付けて提出すべきことが伝えられている。同様の取調は日蓮宗に対してもなされたようで、四辻家から十六本山に対して次のような通知がなされている。

【史料五】「四辻家雑掌覚」（京都本法寺文書）¹⁶⁾

覚

兼々寺方音楽猥之儀相聞候付、伝来吟味被申候処、則書付被差出候趣被致一覽候、依之本寺之分師伝有之寺者是迄之通法会之節附楽可被用之候、伝無之寺々重而伝被請候迄者音楽可為無用候、伝授被致候節者其已前ニ当家江可被相届候事

一、是迄葬送之節音楽を用楽葬礼与称候寺茂有之由被承及候、向後堅停止被申付候間、急度可被得其意事

一、法用之楽寺門之外於他寺被奏候事堅無用事

一、法事之節被致附楽候共、他寺を語合被申候儀者勿論縦雖為末寺於楽儀者僧衆被參相勤被申候事可為無用事

一、右吟味之上免シ被置候寺々楽座江転役之節者尤門第二相成可被勤候、其砌是迄被勤候僧衆同道ニ而当家江可被相届候事、

右之外楽儀付不埒ヶ間敷儀於有之者一向停止可被申渡候間、此段可被相心得事

未

四辻家

十一月

雑掌

日蓮宗

十六本山

役者中

各寺院からの奏楽由来の書付の提出を受けて、寺院が守るべき条々を示した

ものであるが、ここで「伝無之寺々重而伝被請候迄者音楽可為無用候」とされているように、伝授を受けるまでは音楽無用、逆に言えば伝授を受ければ奏楽を行うことが可能だったのであり、この一連の四辻家の動向は、音楽を用いる際に、奏楽に当たる僧侶がすべて三方楽人に入門することを求めたものだったのである。

この時浄土宗・日蓮宗の諸寺院から提出された書付の内容を【表一・二】として掲げる。当該期の寺院における奏楽の普及状況が見て取れるとともに、各寺院での雅楽の伝来が語られており様々なことを知ることができ、雅楽の伝授経路という点に注目すると、多くは三方楽人を師家として掲げているものの、必ずしもそうではない事例がまま見受けられることが注目される。浄土宗では、大雲院・本覚寺・法伝寺、日蓮宗では要法寺が師家を不明としており、妙伝寺も筆築・笛について「伝授相知不申候」としている。それぞれ奏楽の実態があり、三管を担当する僧侶までもが設定されている一方で、三方楽人との関係は不明であったのである。注目すべきは、これらのうち、大雲院と本覚寺がいずれも「従来於寺内老輩之者漸次相伝来候儀御座候」と、寺内の僧侶間で順次相伝を行ってきたことを示唆していることである。大雲院と本覚寺についてはこれ以上の詳細は不明であるが、翻って堺門中などは、奏楽の由来を「八十年以前寛文七未歳京都黒谷塔頭より相伝」と、金戒光明寺の塔頭からの相伝であることを明言しており、寺院間での雅楽の伝授ルートが存したことが明瞭である。金戒光明寺については、越前国敦賀西福寺に宛てた雅楽伝授の定書が残されている。

【表一】浄土宗寺院の奏楽の由来（「寛延四年宝暦元年来翰 下」（華頂古記録 246）により作成）

寺院名	由来	所作僧名	師家
大坂八丁目門中	音楽之儀発起伝来者不存候得共、往古茂相用候処、致断絶候由伝承候二付、正徳年中八丁目門中一決之上天王寺楽家東儀出羽守、同岡安芸守、同林肥前守等江遂相談再興仕候	大通寺、白雲寺、専修院、実相寺、天性寺、法善寺、金慶院、伝光寺、長安寺	東儀出羽守、岡安芸守、林肥前守カ
堺門中	堺御門中奏楽之由緒、八十年以前寛文七未歳京都黒谷塔頭より相伝今年迄勤来候	筆築：浄源寺文海、宝国寺順雅 笙：了空寺円亮、西方寺文暁 笛：長泉寺闍澄、宗宅寺聞説	筆築：安倍飛驒守 笙：豊隠岐守 笛：山井内匠権助
浄福寺（西陣）	当寺法会之節附楽相用候儀者万治三年以来相勤来申候	筆築：天閣、教岩、雲察 笙：長雄、春我、春海、雲鈴 笛：寿伯、恵暁、義勇	筆築：東儀三河守 笙：蘭土佐守、林右兵衛尉 笛：山井左衛門尉
大雲院（四条寺町）	当院法事之砌音楽供養相管候事凡七拾年来之義御座候、最初何方より相伝候哉年月并師家等相知不申候、従来於寺内老輩之者漸次相伝来候儀御座候	筆築：玄莫、智了 笙：性随、恵応 笛：快順、順海	師家等相知不申候
本覚寺（富小路五条）	当寺法事之砌音楽供養相管候発起聡与相知レ不申候、最初何方より相伝候哉年月并師家等相知レ不申候、従来於寺内老輩之者漸次二相伝来候義御座候	筆築：宝良、順応 笙：龍察、嶺道 笛：栄河、龍玄	師家等相知レ不申候
法伝寺（鳥羽）	当時音楽発起伝来之儀古代之義者委相知レ不申、末寺住僧々々伝々勤来候処、楽器等破損仕候二付、四十年以前雲誉代再発起仕、其以後末寺住僧々々当時迄勤来候得共、再発起之由緒并師家之名前等何茂相知レ不申候	恵光院貞静、阿弥陀寺義門、恵光院貞静、皆徳寺存了、本光寺□順、天然寺円達、西蓮寺恵伝、西福寺天了、一念寺寂湛、恋塚寺順門、誓祐寺円海、清泉寺義天、浄貞院善瑞	師家之名前等何茂相知レ不申候

【表二】日蓮宗寺院の奏樂の由来（「奏樂書上写」（京都本法寺文書）により作成）

寺院名	由来	所作僧名	師家
本圀寺	当寺儀御門弟ニ被成ニ弦三管ともニ御伝授ニ而樂器相用來候		
立本寺	相改三管共ニ樂人衆中より伝來仕候 当寺奏樂之義、元禄年中後水尾院女五御宮深信解院殿賀子親王尊儀、樂器御寄附被成下候ニ付、夫より發起仕相勤來候	箏築：唯常坊、大応坊 笙：了仙坊、南龍坊 笛：縁了坊、大□坊	箏築：安倍飛驒守 笙：林右近衛將監 笛：岡伊豆守
寂光寺	当時樂執行不仕候		
妙泉寺	当時樂執行不仕候		
本禪寺	於当寺者先年者有之候得共、於只今者師伝も相知不申候ニ付、相勤不申候		
妙満寺	樂器三管共樂人衆中より伝來仕候 当山樂發起并由緒吟味仕候得共、聡と相知不申候	箏築：淵澄坊 笙：幹泉坊 笛：素桂坊	箏築：東儀三河守 笙：林右兵衛尉 笛：東儀伊勢守
妙顯寺	妙顯寺第四祖大覚大僧正者近衛堀川関白経忠公之御末子也、第九世日芳大僧正者鷹司関白太政大臣房平公之御末子也、右從兩代之法務奏樂仕來候様ニ申伝候、樂器之儀者第十一世日教上人者西園寺左大臣公朝公之御子也、夫より至于今怠慢無奏樂仕候、則所持之琵琶一面、笙壺管当寺之什宝ニ仕于今有之候、当寺者為勅願寺故正徳四甲午年法皇様御本掛御移被為遊候ニ付、正徳三年巳五月御祈禱千部執行仕候節、当寺之衆僧樂相勤申候、桜町院様御年廿五之御賀之御祈禱千部延享元甲子年三月執行仕候節も当寺之衆僧奏樂仕候、尤当時相改三管共樂人衆中より伝來仕候	箏築：善行坊 笙：一乗坊、星吟坊 笛：大乘坊 太鼓：教林院	箏築：東儀河内守 笙：林右近衛將監 笛：山井左衛門尉 太鼓：林右近衛將監
本隆寺	当寺奏樂之儀從往古相勤來候処、近世妄ヶ間敷相成候ニ付、樂所衆中へ相伝受三管共相勤申候 当寺奏樂發起之時節者二十ヶ年已然類焼之御旧記等焼失仕候而一向難知御座候	箏築：円妙坊、孝世坊 笙：養林坊、了通坊 笛：玉泉坊、一乗坊	箏築：安倍飛驒守 笙：豊隠岐守 笛：山井内匠権頭
本満寺	当寺開山日秀上人者近衛前関白從一位左大臣道嗣公之御連子ニ而三百余年已前当寺建立之時樂發起ニ付、寺僧共へ被申付已後相勤來候、則開山日秀所持之笛当山ニ有之候事、併其御師家之儀者当寺度々類焼仕候故記録等焼失仕候ニ付、委細相知不申候	箏築：三人 笙：三人 笛：四人	箏築：安倍飛驒守 笙：豊隠岐守 笛：山井左衛門尉
本澄寺 (撰津上牧、 本満寺末寺)			箏築：安倍飛驒守 笙：豊隠岐守 笛：山井左衛門尉
頂妙寺	当寺樂伝來之儀、天正比住持僧正日珖代当寺塔頭ニ自得院日説と申僧御家公遠卿より箏御相伝被成下、則奏樂要録と申書所持仕候、夫より已來樂器相用來候、只今相用之樂器者從有隣軒輔信殿御寄附ニ而御座候、当時師家者左ニ記差上申候、絃之義者中絶仕候 当寺樂伝來之儀、先達而書付指上候通自得院日説時代より音樂相用來由申伝候得共、三管伝授之最初聡と相知不申候	箏築：輪藏院 笙：善性院 笛：真淨院	箏築：安倍飛驒守 笙：林右近衛將監 笛：岡伊豆守

要法寺	於当寺音楽従往古致執行来候得共、何方より師家伝授と申儀承及不申候		何方より師家伝授と申儀承及不申候
妙蓮寺	当寺歴代第十祖日応大僧正伏見宮栄仁親王之御連枝、同十一世権大僧都法印日忠上人菊亭殿御嫡子同十二世日盈上人今小路殿御連枝、同十五世権大僧都法印日舜上人室町大納言殿御連子、右四代宮方堂上方御連枝貫主ニ而御座候、最嘉曆年中ニ作之古笙一管御座候、是者日応大僧正御所持之由、従往古之伝候、依之其砌より奏樂相務来候、則師伝之儀も樂所之衆中へ相頼伝来仕候処、尚又享保年中相改当寺且中豊隠岐守殿へ相頼、笛者山井近江守殿、箏築者安倍飛驒守殿、笙者豊隠岐守殿、右師範ニ相頼候	箏築：本蔵坊、寿天、孝林 笙：恵光院、善勝坊、定証坊 笛：大乘坊、堅寿坊	箏築：安倍飛驒守 笙：豊隠岐守 笛：山井近江守、山井左衛門尉
妙伝寺	当寺楽器伝来之儀寛文十一年四条家前中納言隆安卿奥方之御寄附、夫より当時迄相勤来候妙恵院殿四条故宰相隆術卿之室故下総守忠時卿息女忠弘御息女、恵光院殿故宰相隆音卿之室下総守忠弘卿之息女、妙寿院殿故前中納言隆安卿之室故隆音卿之御息女、右御両君為御菩提樂器納り御追善ニ御法事被仰付附樂仕候、頃者寛文年中より相勤来由、元四条家之御発起と伝聞仕候、歳久敷義古記等焼失仕委義相知不申候	箏築：玄祥院 笙：法林院 笛：本成院	箏築：伝授相知不申候 笙：林右兵衛尉 笛：伝授相知不申候
妙覚寺	当寺什物之内往古より楽器類有之由御座候得共、寛永年中不受不施一乱之砌散失仕候而、古大鼓斗残り御座候、然ル所廿五代承応、明曆年中住職尊賀日延と申候者、伏見宮邦房親王之御子ニ而御座候、此代ニ楽器相揃什物ニ被成置候由申伝候、但シ何れ之比より樂相伝仕相務初メ候哉不奉存候、其後敬法門院御方より毎度御法事御座節樂指加へ候様ニ被為 仰付相務候義ニ御座候、相改三管共樂人衆中より伝来仕候	箏築：□浄院 笙：本立坊、実成坊 笛：慶遠坊	箏築：安倍飛驒守 笙：林右近衛將監 笛：岡伊豆守
本能寺	当寺権大僧都日朝上人并六祖日与上人此兩代一条関白兼良公御帰依ニ而度々御入上歌道之儀ニ付別而被遊御入魂、尤正応年中之作信貴山と申笙御寄附有之由申伝候、依之其砌より奏樂出来、十一世日承上人者 伏見宮貞敦親王御連子ニ而、其後之貫職代々御嫡子格ニ相勤、右日承上人鶯丸と申御所持之笙も御座候、尚師伝之義ハ樂所衆中より伝来仕候	箏築：旭林坊、正教坊、逗学坊 笙：本承坊、龍雲坊、遠長坊 笛：志成坊、啓雲坊、大円	箏築：安倍 笙：林右近衛將監 笛：山井左衛門尉
本法寺	当寺八世治国院日堯僧正者転法輪三条入道相国実香公御子ニ而御座候、奏樂之儀、従其時節執行来候、則日堯所持と申古笙一管今ニ有之候、其後享保年中より之師家并相伝之人數左ニ奉申上候	箏築：尊置坊、岱音坊、栄正坊 笙：善行坊、智明坊、長□ 笛：顯樹坊、觀藏坊、円乗坊	箏築：東儀佐渡守 笙：藺土佐守 笛：東儀伊勢守
妙国寺（堺）	当寺奏樂之事、慶安元年より勤来候処中絶、其後元禄十一年当寺十三世養遠院日巖上人千部発起仕于今例年奏樂相勤候所、近世猥々間敷罷成申候ニ付、寛延二年京都樂所師家之門弟ニ罷成候	箏築：梅明院、円教院、理雲院 笙：園乗院、志善院、恵照院 笛：本晃院、舜如院、青龍院	箏築：安倍飛驒守 笙：豊隠岐守 笛：山井内匠権助

【史料六】「西福寺音楽再興ニ付黒谷金戒光明寺定」（西福寺文書）⁽¹⁷⁾
定

一、黒谷末寺敦賀西福寺往古音楽有之処致断絶候、然ル所当住持鏡誉并総寺

中楽断絶歎ケ敷存候、則本江山楽再興之儀被相願候、尤西福寺者末寺之

儀格別由緒有之寺而候故、楽器修覆并墨譜之誤ヲ相改致伝授候事

一、今度音楽再興之事ニ候得者、向後無退転様ニ住持并総寺中末山共ニ心ヲ

合、楽器并管具等破壊有之節者加修補、永々無懈怠音楽可被致相統之事

一、音楽再興ニ付從総塔中本山楽頭江制戒之連書被差出候通、在家者勿論

他宗他門江伝授堅可為無用事

右箇条書之趣永々急度嚴密可被相守者也

本山黒谷金戒光明寺卅七世

願蓮社重誉写悦（印）

享保五庚子年六月廿五日

役者

西住院円瑞（印）

栄撰院空説（印）

超覚院潭月（印）

敦賀

西福寺廿八世

鏡誉長老

同 惣寺中

同 諸末山中

享保五年（一七二〇）に西福寺から音楽の再興が願ひ出られたのに対して、墨譜の誤りを改めるなどして伝授を行い、総塔頭から「本山楽頭」へ誓書を提出させているのである。金戒光明寺では幕末期にも寺内に僧侶が務める「楽頭役」が設定されており、⁽¹⁸⁾ここでいう楽頭も、金戒光明寺にあって楽儀

を取り仕切る役目の僧侶を指すものと見られる。堺門中が言う黒谷からの相伝という雅楽も、金戒光明寺が伝えたものであったのだろう。しかも堺門中が主張したように、それは「門中代々伝り来候」（【史料二】）ものだったのである。

これらのように、寛延年間には、師家・由来の不分明なもの、あるいは三方楽人を介さずに相伝されている寺伝雅楽を、四辻家・三方楽人の管理下に置こうとする動きが展開していたのであった。具体的には、寺社奏楽に対しての師家の明確化、三方楽人への入門の義務化が行われたのであり、これをもって四辻家・三方楽人による体系的な奏楽統制の端緒とすることが可能であろう。この寛延の楽道改こそが、【史料一】に言うところの「寛延以来制止茂有之候儀」の内実であった。安政三年の楽頭注進は、寛延以来構築されてきた三方楽人の諸寺社に対する演奏の権利関係を、改めて明確化するものであったと位置づけられるだろう。

一・二 四辻家による奏楽統制の実態

それでは、寛延の楽道改で制度化された、四辻家・三方楽人による奏楽統制とは、具体的に如何なるものであったのであろうか。日蓮宗本法寺では、寛延の楽道改から暫く後、明和三年（一七六六）に「楽座制式」を定めている。⁽¹⁹⁾

【史料七】「楽座制式」（京都本法寺文書）

制式

- 一、四辻家制約之趣堅可相守事
 - 一、法用之楽寺門之外於他寺奏事堅無用事
 - 一、法事附楽之節他寺を語合申間敷事、仮令雖為末寺於楽儀不許事
 - 一、葬送之節音楽を用事堅停止之事
- 右師家制約急度可相守事

一、楽講毎月無懈怠可相務事
附、稽古不可有油断事

一、新古現座之徒無所以猥不可許容退役事

但、分明之病患者暫ク雖許之ヲ不可除席事

一、新入之徒稽古無怠慢可抽丹精事

一、毎月会席之砌、互申合可励稽古事、若於不出情及無其功者過料白銀壹枚

申附其上訴大仲間江可任評議事

右之条目急度相守可申事

明和參年丙戌霜月

長信院（花押）

（以下連署略）

師家による前半四ヶ条と、寺内での稽古等について定めた後半四ヶ条から成り、また、末尾には楽座を務めた明治二年（一八六九）に至るまで歴代の僧侶一三八名の署名があることから、この制式が近世を通して継続的に効力を持っていたことが知られる。一ヶ条目に四辻家の制約を守るべきことが掲げられ、続く三ヶ条は寛延の楽道改に際して出された四辻家の条々（【史料五】）と同内容であるが、それが師家楽人の制約として定められているのである。つまり、（四辻家↓師家楽人（楽頭）↓寺院楽座）という重層構造がこの制式には表れているものと言えよう。

この構造をより如実に表すのが、神社における奏楽の許認可をめぐる手続きである。文久二年（一八六二）、播磨国の浄土宗西山派寺院九ヶ寺が法会での僧侶による奏楽（「僧楽」）を計画するが、その際、次のような手続きを踏んでいる。まず、師家楽人三家（豊喜秋・豊時鄰・安倍季資）が播磨国九ヶ寺から奏楽の意向を伝えられたことを受けて、師家三家から四辻家へ奏楽の願い出を行っている。

【史料八】「豊原喜秋日記 公私雑要之部」（豊氏本家蔵書類）文久二年二月十四日条⁽²⁰⁾

西山末寺播磨国九ヶ寺法会之節、私共門弟之僧等奏楽之儀許容仕度候、類例モ有之候儀ニ付、御聞濟ノ儀奉願上候、此段宜御沙汰奉願上候、已上

豊筑後介^(豊秋)

戌二月

豊右兵衛少尉^(時鄰)

安倍因幡守^(季資)

四辻中納言様御内^(公績)

八田織部殿

芝式部殿

これについて四辻家の許可を得た上で、奏楽の免許状が師家三家から播磨国九ヶ寺へ発給されている。

【史料九】「豊原喜秋日記 公私雑要之部」文久二年二月十四日条

西山末播磨国 時光寺 常楽寺 西光寺 西方寺 救鮮寺

法音寺 大福寺 利生寺 竜泉寺

右於九ヶ寺法会之節音楽之事、今度令許容説、尤猥儀不可有之者也

安倍因幡守（花押）^(季資)

文久二年壬戌二月 豊右兵衛少尉（花押）^(時鄰)

豊筑後介（花押）^(豊秋)

つまり、奏楽の申請は、（寺院↓師家楽人↓四辻家）というルートで進達され、それに対応する奏楽の許可は、（四辻家↓師家楽人↓寺院）というルートで通知されているのである。奏楽の届出については、ちょうど楽道改の年に当たる寛延四年（一七五二）に、大坂天満宮祭礼における船楽をめぐる出入が出来している⁽²¹⁾。この船楽について四辻家は天王寺楽人に対して「群衆之

場所二候得は、重而は無用⁽²²⁾と差留を通達しているが、それに加えて、在天

樂人が船樂の実施を四辻家に届け出て来なかったことが問題とされているのである。甘露寺家諸太夫寺田純全が取り成しのために四辻家雜掌奥田掃部と対談に及んだ際も、奥田は「惣而私二三管合奏仕事、不相成儀二候」と強い態度を見せており、すべて奏樂は四辻家へ届け出るべきことが表明されている。本一件からは、当該期の四辻家において寺社奏樂の統制への強い志向が存したことが窺われ、同時に進められていた寛延の樂道改の背景を考える上でも参考となろう。更に、天保五年（一八三四）に近江国石山寺での奏樂願が京方樂人安倍季良から出され、それが四辻家から武家伝奏・関白まで差し出された際には、関白は「先例何等も無之、四辻限二候哉」として、伝奏・関白への伺いは不要ではないかとの見解を示しており、寺社奏樂の差配は基本的に四辻家の専権であると認識されていたらしい。〈樂所奉行四辻家―師家樂人（樂頭）―寺社〉という構造で、寺社奏樂の届出制が機能していた様子が見て取れる。

それでは、このような四辻家の権能の根柢は何であったのであろうか。後にも引用するが、天明五年（一七八五）の在原寺での僧樂をめぐる一件の際に、四辻家は「寺院附樂之義先年諸司代迄も被仰達、諸国共寺院より四辻家へ願出候得者御執奏被成相済候様二相成候⁽²⁴⁾」と明言しており、寺社奏樂の四辻家への届出制が、京都所司代のもと取り決められたものであったことが示されている。ここでいう「先年」がいつを指すのかは判然としないが、あるいは樂道改を行った寛延四年頃に当たるものであろうか。いずれにせよ、四辻家の権能は、幕府権力に公認されたものであったことが察せられるのである。

さて、ここまで見た樂座の制式にせよ、奏樂の届出にせよ、いずれも四辻家の寺社への統制力が、三方樂人を介して及ぼされていることが重要である。先に見たように、寛延の樂道改では、三方樂人への入門の義務化が行われたが、実際に「非門」（三方樂人へ入門していない素人）による寺社奏樂

が発覚した際には次のような対応をとっている。

【史料一〇】 辻則察「日記」安政三年十二月十八日条

一、光張^(註)入來、当春江州下向之節高宮円照寺二而非門之僧等打寄致奏樂候旨承之、仍好学^(奥)・光張^(註)・予^(註)より及尋問候處、当秋^(註)西本願寺^(註)円照寺侍徒上京返答、他家門人又ハ非門之者打混奏樂之旨也、尚又西本願寺^(註)内縁家中へ光張より被打込内々及掛合候處、今度円照寺上京、窪家へ入門之儀相頼、笙笛一人ツ、追而入門之儀相頼候旨也、笛之儀者好学家弟子取も不相成故^(註)近範へ入門之儀光張演舌也、右円照寺附樂之儀者樂役卜申者も無之寺中相語合之儀二付、非門之者打混候儀無之様申渡され候旨也、右於円照寺例年附樂相催候許状様之もの申請度旨二付、光張方二而被認調印ス、如左許状

一、例年四月十七日東照宮御神忌御法会被執行候二付、其節附樂被相催候事

右所令許容如件

安政丙辰年 十二月 辻新^(近)右近^(將)監^(兼) 〃
辻伯^(則)者^(察)守 〃
窪甲^(近)斐^(後)守 印

江州犬上郡高宮 円照寺

これは近江国高宮円照寺の法会における「非門」による奏樂が摘発されたものであるが、「非門」の僧侶たちをそれぞれ筆樂・笙・笛の三方樂人へ入門させ、その上で樂人の名前で奏樂の免許状を発給している。「非門」の素人を三方樂人へ入門させるといふ形で編成が進んでいるのである。樂頭注進や、諸宗からの師家書上（【表一・二】）にも表れているように、寺社の師家は、それぞれを家職とする樂器ごとに設定されているのであり、四辻家によ

る奏楽統制は、実態的には三方楽人による門弟編成という形で展開していたのであった。言わば、師弟関係を基軸とした編成方法であったと言えよう。

四辻家・三方楽人による奏楽統制は、四辻家による奏楽の許認可と、三方楽人による奏楽人の門弟化という二つの局面から成っていたのであり、〈奏所奉行四辻家―三方楽人（師家・楽頭）―門弟〉という形で構造化しているものであったのである。

二 大和国における奏楽統制

前章で、四辻家・三方楽人による奏楽統制の構造を明らかにしたが、これまで先行研究で楽人による寺社奏楽統制の実例として論じられてきたのは、在南楽人による大和国内を対象としたものであった。本章では、前章で明らかとなった構造に照らし合わせて、在南楽人による奏楽統制がどのように評価できるのか、再検討を行う。

二一 僧楽の台頭

在南楽人の史料において、寺社における素人による奏楽が初めて問題となるのは、宝暦一二年（一七六二）のことであった。庵治村の光山という僧侶が、結崎村極楽寺以下庵治組六ヶ寺において「私し共打寄り楽奉納致し度」きことの赦免を在南楽人に願い出てきたのである。⁽²⁵⁾ 在南楽人は当初「赦不申内ハ僧楽難成」として難色を示したが、最終的には、僧侶たちから六ヶ寺以外で奉納しないことを誓約する誓状を徴取し、法会での僧楽を許可していたのだらう。⁽²⁶⁾ 光山は在南楽人久保光重の門弟であり、おそらくは特例的な措置であったのだらう。ここでは、法会などに僧侶たちが寄り集まって演奏を行う「僧楽」という在り方が存したこと、および在南楽人たちがそうした「僧楽」に対して少なからぬ警戒心を抱いていたことを確認しておきたい。

宝暦一二年の庵治組寺院での僧楽は、大和国内の僧侶が演奏を願い出たも

のであったが、明和と天明年間になると、隣国河内国の僧楽が大和国に進出してくる。まず、明和四年（一七六七）の二名村阿弥陀堂における僧楽をめぐる一件を取り上げよう。この僧楽は、天王寺楽人門弟である河内国大念仏寺が「楽僧」を召し連れ阿弥陀堂において楽奉納を行うというものであった。在南楽人はこの僧楽の届出があったことを、四辻家の雑掌山路民部から知らされるが、それに対して在南楽人は「自古来大和國中二而僧楽無之、何方ニ而も勝手不存相催仕候方へ者差止メ候」と、大和一国における僧楽の全面禁止を主張し、大念仏寺による僧楽を差し留めにかかったのである。⁽²⁸⁾ しかしながら、この僧楽自体は、大念仏寺楽僧が天王寺方在京楽人藺家・東儀家の門弟で、なおかつ四辻家へも届け出ていたものであった。⁽²⁹⁾ つまり、前章で見たような〈寺社↓師家楽人↓四辻家〉という、寛延の楽道改以来の奏楽制度の構造に則ったものだったのである。そうであるならば、この僧楽は四辻家・三方楽人の立場からすれば何の問題もないものであった。当然四辻家が在南楽人の訴えを聞き入れる筈もなく、在南楽人は、四辻家から、僧侶たちが師家入門するのは、三方楽人から「猥」であると差し留められないよう、「畢竟其為ニ僧衆師家へ入門致シ吹候事」なのだと言われ、大和國中僧楽差留の由来を質されるも、「何故と申由来者無御座候得共唯前々より致し来り候御事」と、明確な由来を説明できなかつたこともあり、僧楽差留の訴えは斥けられることになる。⁽³⁰⁾

類似の争論は、続けて天明五年（一七八五）にも起こっている。今度は河内国久修園院が石上村在原寺での僧楽を企図したものを、在南楽人が四辻家に対して差留を求めたのである。⁽³¹⁾ 実はこれに先立つ安永九年（一七八〇）に、久修園院楽僧は在原寺にて業平九〇〇年忌法会の僧楽を行っているが、この際は無届であったことが咎められ、在南楽人が久修園院および在原寺から誤証文をとって落着していた。⁽³²⁾ しかし久修園院はこれに対抗し、天明二年（一七八二）以降度々四辻家に対して大和国での僧楽の許可を願い出、ついに天明五年、再度在原寺の僧楽を企てるに至ったのである。久修園院は天王

寺楽人東儀家・林家、京方楽人山井家を師家とするものであり、この僧楽も、三方楽人を師家とする寺院が四辻家に届け出るといふ、四辻家への届出制に準拠しているものであった。今回の在南楽人の要求に対しても四辻家は、「其御地より願出之趣ニ而者和州国中僧楽御止被成度様ニ相聞候、乍然寺院附樂之義先年諸司代迄も被仰達、諸国共寺院より四辻家へ願出候得者御執奏被成相濟候様ニ相成候処、大和国中斗僧楽被差留候事も難被成候」と、やはり僧楽許可は四辻家の専権であり、大和国内だけ特別扱いはできないとしている。大和国中の僧楽禁止を主張する在南楽人と、師家の僧楽免許を根拠とする久修園院との議論は平行線をたどり、結局法会の開始予定日である三月七日の直前に迫った三月四日に至って「論中故」との理由で在原寺での僧楽は差し留められることになる。⁽³⁶⁾ 結果的には僧楽の差留に成功しており、この一件を、これ以後本格化していく在南楽人による大和国内の奏樂統制の端緒と見ることも不可能ではないが、明和・天明どちらの争論においても、僧楽の四辻家への届出制の原則が確認されているのみであり、在南楽人独自の奏樂統制は行い得ていないことは注意を要する。

この後も、寛政九年（一七九七）には、菅原喜光寺における行基菩薩一〇五〇年忌法要に際して、天王寺楽人・京方楽人門弟の僧侶が師家より免許を得た上で僧楽を催すなど、⁽³⁷⁾ 在南楽人の度重なる四辻家への要求にもかかわらず、大和国での僧楽免許の動きはとどまることがなかった。こうした四辻家や師家の三方楽人の免許という明確な根拠をもって大和国に進出してくる僧楽への対処が、在南楽人の大きな課題となっていくのである。

二・二 奈良奉行の裁許

明和・天明の両度の争論で見たように、基本的には四辻家は僧楽に対して許可を出す主体そのものであり、大和国における僧楽禁止という在南楽人の主張がそのまま認められることはなかった。こうした状況に変化が訪れるのが文化六年（一八〇九）である。在南楽人は今度は、見瀬村阿弥陀寺にお

る「御所組」と称する楽僧集団による僧楽の差留にかかっている。

【史料一】 芝葛泰「芝家日記集」文化六年二月二十一日条
奉願上口上之覚

楽所惣代

久保左近将監⁽³⁸⁾

芝図書大允⁽³⁹⁾

一、植村駿河守殿御願分高市郡見瀬村於阿弥陀寺来ル廿三日より祖師円光大師遠忌相嘗候砌、法中之もの共寄集僧楽杯と唱へ樂執行いたし候趣及承候ニ付、此義難相成候間急度相止候様同寺へ掛合仕候処、返書之趣所々ニ僧楽催有之候故相頼候間故障之義有之候ハ、僧楽家へ可及掛合旨返答申越候ニ付、此義難相濟返答故猶又昨廿日私共より掛合仕候趣ハ僧楽家杯と申候ハ何方之者ニ候哉名前承度、且又何方より差免候哉委細承度候、尤其寺ニおひて此度法会ニ付右法中之もの共寄集樂催之義ハ急度難相成差留申候、押而催候ハ、表沙汰ニ及候間為心得今一応掛合申候段申遣候所、猶又返答申越候ニハ僧楽家与称哉樂之義ハ不存候得共、御所組五箇寺と申樂仕候僧名前左之通申越候

葛上郡蛇穴村光明寺 同郡御所町正栄寺

同所真然寺 同郡玉手村満願寺 同郡竹田村来迎寺

右五ヶ寺之もの寄集樂執行申候間、此ものへ懸合可申候様返答申越候、依之於阿弥陀寺ハ矢張僧楽仕候趣ニ御座候、其上及承候処来ル廿二日頃吉野郡上市村於西方院法会執行有之其節も右之もの寄集樂仕候旨致承知候、右之通追々増長仕候ニ付阿弥陀寺法会日限無間差懸候儀ニ而私共掛合ニ而ハ中々承知不仕候ニ付不得止事奉願上候、自然右様之類追々増長仕候而ハ 御朱印等頂戴仕連綿相統仕候私共仲間於テハ職分ニも障り候様可成行哉、左候而ハ一同必至難決仕候次第ニ付、右阿弥陀寺并五ヶ寺之もの共被召出始末御尋之上僧楽家又ハ御所組杯と唱所々へ法

会ニ奏樂ニ参候段御吟味被成下、弥不束之義ニ御座候ハ、以来嚴敷御差留被成下候様偏奉願上候、右之趣格別之御愍情ヲ以御聞届被成下候ハ、一同難有可奉存候、以上

巳二月廿一日

樂所惣代

久保左近将監 印

同 芝図書大允 印

御奉行所

「御所組」もまた天王寺樂人の門弟であり、それを在南樂人が差し留めようとするという構図は明和・天明の争論と同様のものではあったが、今度は樂所奉行四辻家ではなく、幕府の遠国奉行である奈良奉行に訴えを持ち込んだのである。これは、樂人集団が四辻家のもとに一元支配されているのではなく、京都・奈良・四天王寺と居住地ごとに支配形態が異なっていたことからこそ可能となることであった。⁽³⁹⁾ 在南樂人は、奈良町に居住し、春日社・興福寺の役人として把握されていたり、あるいは大和国内に樂人領が存していたりすることにより、奈良奉行の管轄下にも置かれており、これにより、四辻家ではなく奈良奉行という訴訟の選択肢が存したのである。ここでは在南樂人は、「御朱印等頂戴仕連綿相統仕候私共仲間於テハ職分ニも障り候様可成行哉」と、自らの樂人としての「職分」を強調し、專業の樂人と、その職分を侵す素人の樂僧という対立の図式に持ち込んでいる。四辻家のもとで樂僧の差留を要求する場合、詰まるところは在南樂人对樂僧の師家樂人という、樂人同士の対立にならざるを得ず、奈良奉行に訴え出ることによって、そうした樂人間の競合という図式を回避したのと言えよう。結果、奈良奉行では「阿弥陀寺并五ヶ寺之者より請書ニ以来法要之節樂仕間敷由之請書差上候様可申付旨御願之趣被聞届候」と、在南樂人の訴えが聞き届けられ、「御所組」の樂僧の差留に成功することとなる。これは、在南樂人が公権力の支持のもとに樂僧を差し留めた最初の事例であり、以後の在南樂人による奏樂統

制の展開において一つの画期をなすものであった。

早速翌文化七年（一八一〇）には、土佐村光明寺での樂僧の差留に乗り出している。当初光明寺では、在天樂人の免許を得て、御所町周辺の樂僧四五名に樂僧を依頼していたが、この企ては在南樂人の聞き及ぶところとなり、結局樂僧は差し留められ、在南樂人四名が出動し奏樂を行うこととなった。⁽⁴²⁾ この在南樂人の行動に対し、免許を得ていた樂僧たちは大いに反発し、在天樂人たちに対処を求め、ついに在天樂人から四辻家へ訴え出るに至ったのである。⁽⁴³⁾ 次に引用するのは、在南樂人が京都で四辻家雜掌山路氏と面談した際の記録である。

【史料一二】芝葛泰「芝家日記集」文化七年四月廿四日条

然ル所葛起・光尚・予・葛徑・友康へ山路氏面談被致候者、先日在天王寺方より内々書面ニ而被申越候者、此度大和土佐光明寺へ樂僧差免候処、在南樂より被差留、且法要之節四五輩出動被致候由、此義三方一体之義差免候場所、在南より被差留候而ハ甚迷惑申候二付、此段従当家相礼候様内々申来り候、此義如何御座候哉、各承度由山路被申候二付、各返答ニハ委細承知仕候、此義元来光明寺法要附樂之義者昨十月ニ以中人在南之者へ附樂出動頼来り候所、当春ニ至断申来り候二付、如何之義と存罷有候所、僧共打寄り樂仕候由二付、法要之節樂相成間敷旨光明寺へ申遣し候所、光明寺も勝手存不申候而僧共相頼申候事二付、左候ハ、僧共相止在南之者可相頼由二而、又以中人出動頼来り申候、然ル所光明寺へ当春在天より樂僧被差免候由、右二付在南より彼是申遣し候二付、右免状天王寺へ差戻し申候而樂僧之沙汰無之、則在南之者三月廿二日より廿五日迄出動仕候、然ル所右出動中ニ右之樂僧共光明寺へ参り、何分拙僧共出動致度、尤在天王寺俊元・昌但・広胤三人より書状旅宿へ差出し、出動致候由ニ申候、則三人より書面披見仕候所、三方一体之義免断之寺在南より差留ニ相成候而ハ御互之義迷惑申候二付、此段御承知被下宜取斗致候様ニ書面来り申候、併大和國中ニ而ハ樂僧難相成候二付、何分

二も僧共ニ出勤為致候義ハ難相成在南より相勤仕舞申候、然ルニ僧衆之者右在南之者逗留中ニ段々懸合申越甚言語同断之義有之候へ共、其儘ニ打捨置出勤終り申候義ニ御座候、右之仕合ニ付光明寺衆之義ハ去冬より頼来り候義、其上國中ニ而僧衆ハ難相成義ニ御座候、尤明和四年平野大念仏宗僧衆之義、天明五巳年在原寺僧衆之義、右衆之義別此御方へ御願申上僧衆之義難相成趣ニ被仰付、且昨春見瀬村阿弥陀寺と申方僧衆之節ハ南都奉行所へ相願早速被差留候、右衆之義先例ニ御座候得者、定御取成奉願候、口上書ニ而も差出候ハ、何時ニ而も差出可申候由山路氏へ各及返答候、然ル所山路氏被申候者、委細承り申候、左候ハ、右之趣在天王寺江及返答候而、自然其上彼是被申立候ハ、書付御差出し可成候と被申、何ヶ相頼置申候而酉刻各退散ス

ここで在天樂人は、「三方一体之義差免候場所南より被差留候而ハ甚迷惑申候」、「三方一体之義免断之寺在南より差留ニ相成候而ハ御互之義迷惑申候」と、三方衆人として免許している僧衆を、在南衆人から差し留められるのは迷惑であると異議を申し立てているのである。これに対して在南衆人は、もともとは光明寺から在南衆人へ出勤依頼があったことなどの経緯を述べるとともに、やはり「大和國中ニ而ハ僧衆難相成候」と、明和・天明以来の主張を改めて繰り返し返している。更に、僧衆差留の先例として、本論でもこれまで検討してきた、四辻家に訴え出た明和四年二名村阿弥陀堂一件、天明五年石上在原寺一件、そして奈良奉行で裁許を得た文化六年見瀬村阿弥陀寺一件を挙げている。奈良奉行のもとで明確に僧衆差留に成功した見瀬村の事例はともかく、大和國中における僧衆禁止という主張が承認されなかった四辻家での二例をも引いているのが興味深い。このような在南衆人の強気の態度の背景には、昨年を得た奈良奉行の裁許があったものと思われる。実際これ以降、天保一三年（一八四二）に南大和での素人奏樂が問題となった際には「先年之例ヲ以奉行所へ相訴急度相止」⁽⁴⁴⁾、弘化五年（一八四八）に萩原村宗祐寺での僧衆（天王寺方在京衆人免許）を差し留める際には「公訴ニも致

不申而ハ難相済」⁽⁴⁵⁾、更に安政六年（一八五九）の南大和の奏樂取締の際にも「先年之通奉行所沙汰致」などと、いずれも奈良奉行への出訴が念頭に置かれており、在南衆人の奏樂統制は、奈良奉行の裁許を背景として押し進められていくことになるのである。

しかしながら、在天樂人からの異議に端的に表れているように、いくら奈良奉行から裁許を得たとはいえ、それはあくまで、〈奈良奉行―在南衆人―大和国内寺社〉の関係性でのみ有効なのであって、師家として寺院に免許を与えている三方衆人からすれば、在南衆人からの僧衆差留はたやすく受け容れられるものではなかった。言わば、四辻家への届出制という三方衆人の論理と、奈良奉行裁許に基づく在南衆人固有の論理とが真つ向から衝突する局面へと立ち至ったのである。

二・三 免許制への転換

ここで、在南衆人の大和国内における寺社奏樂への基本姿勢を確認しよう。在南衆人は、春日社・興福寺や東大寺など、南都の大寺での奏樂を担うとともに、大和国内の諸寺社の依頼に応じて、種々の樂儀に出勤していた。⁽⁴⁷⁾先述した文化七年（一八一〇）の土佐光明寺での奏樂に際しては、法然上人六〇〇年忌の時期に当たっていたことから、浄土宗寺院での法会が重なり、光明寺の他、滝門西蓮寺・宇田慶恩寺・川上村五劫院、更には恒例の般若寺文殊会が同時期に開催されることとなっていた。⁽⁴⁸⁾五ヶ所もの樂儀が重複してしまつた訳であるが、在南衆人は各寺院に四名宛ほどを割り当て、全ての樂儀を賄っている。ここからは、在南衆人が大和国内の奏樂は全て在南衆人が出勤し執り行つて然るべしという認識を持っていたことが窺える。こうした基本姿勢から、競合相手となる僧衆を排除すべく、大和国内における素人奏樂の全面禁止を主張し続けたのである。しかしながら、天保〳弘化年間に至ると、こうした状況に変化が訪れる。

天保〳弘化年間には、衆僧集団に加えて、僧侶にあらざして、寺社の奏樂

を担うような素人集団が出現する。天保一三年（一八四二）には生駒菜畑村・一分村辺の百姓たちが南大和地域の方々の諸寺社へ参向し、奏樂を行っていることが露わとなった。⁽⁴⁹⁾ しかもこの百姓たちは、東家や芝家、すなわち在南楽人の門弟も含まれるものの、多くは天王寺方在京楽人に入門し、そこで免許を得て奏樂を行っているのであった。この一件については、朴木市良左衛門以下百姓六名を「以来ハ決而寺社へ附樂等罷出申間敷」ということで改めて在南楽人に入門させ、落着している。この一件の中で在南楽人は、音楽執心の百姓たちについて、「方々へ手広く罷越ニ付自然当仲ケ間差支ニ相成」と、在南楽人の仕事場を侵し得るものとして明瞭に意識しているのである。続いて弘化二年（一八四五）には、三輪社人の平井文吾という人物が、「近年非門ニ而樂吹候而諸方へ附樂ニ参り候」というような活動をしていることが朴木新四郎なる人物から見咎められ、在南楽人芝家への入門を果たしている。⁽⁵⁰⁾ 天保く弘化年間にかけて、大和国諸方の寺社で奏樂を担う素人集団があちこちで形成されてきた様子が見て取れる。

在南楽人への入門を果たした平井文吾は、早くも弘化三年（一八四六）には、結崎村極楽寺での奏樂の免許を在南楽人に対して願ひ出ている。⁽⁵¹⁾ おそらくは入門前から奏樂出勤の実態があったのであろうが、入門を機に、在南楽人の免許を得ようとしたものである。ここに至って、明和の争論以来「大和國中ニ而ハ僧樂難相成」（史料一二）を金科玉条としてきた在南楽人は、大和国内の素人奏樂を許容するか否かの判断を迫られることとなったのである。結論から言えば、この極楽寺での奏樂は、宝暦一二年（一七六二）に極楽寺以下六ヶ寺の庵治組寺院に僧樂の許可を与えていたことが先例として見出され（第二章第一節）、平井文吾の希望通り免許が発せられることになる。この時平井文吾と直接交渉にあたった在南楽人芝葛房は、この奏樂免許について次のように書き残している。

【史料一三】芝葛房「芝家日記集」弘化三年二月廿三日条

一、右免許之事、予趣意者近年（弘化年中見附村阿南大和寺社ニ而素人打寄神事法事）二附樂相勤候、天王寺方門弟も有之、又非門之者も有之、甚猥ニ相成候、先規より素人附樂ハ当国ニ而ハ不相成趣ニ而差止候先例者有之候得共、壹方ニ而一々止メニ回り候儀も難行届々師家より免許ヲ受候僧共も有之候事、猥とも難止、先師家へ引合不申而ハ難相成、夫も仲ケ間同士之事彼是違却ニ相成候故遠慮等ニ而其俣ニ成行候故、近年ハ天王寺門人免許ヲ受候而所々ニ而附樂執行致候、就中近年郡山浄土宗年々正月御忌ニ附樂相勤候ニ付、光亨掛合ニ被参差止ニ相成、当地仲ケ間より光亨楽頭ニ而式年出勤被致候、然ル所郡山組ハ各少寺之由ニ而饗応等も甚龐末之由、昨年当房之寺ハ別而少寺故当地より招請之事難出来故、先方ニ而附樂為致呉候様段々掛合有之候へ共、当地各不承知ニ而無抛一昨年限ニ而郡山御忌附樂ハ止メニ相成候、依之郡山之僧共相談之上下河原平左エ門相頼ミ京都仲ケ間之内へ免許相頼候由、京都ニハ早速承知之由、未免許状ハ不出由ニ昨夏予伝承致候ニ付、夫ニ而ハ甚如何敷当地より差止メ候附樂京都より被差免候而ハ当地仲ケ間甚面目無之候故、是非不差止候而ハ難相成候、併差止メ候ハ、京都仲ケ間より彼是可有之、京都仲ケ間ハ誰ト申儀ハ不承候へ共、何れ他方ト被存候故、彼是面倒ニ可相成、四辻殿迄も願出候様ニ不致而ハ差止がたくト存候、左様ニ強ク参り候仁誰も有之間敷、左候ハ、赤面ながら郡山附樂常見通シ致置候より外ハ無之候故、予勘弁ヲ以朴木新四郎ヲ以昨夏以来下官趣意郡山へ申聞セ候、依而郡山方も同ハ手近ク之南都より免許受候ハ、都合能候故、以来之所少寺之事故先方ニ而僧樂差免呉候様申居候、夫ハ当方ニ而成丈可致勘弁候

■申聞候、依而京都市方ハ昨冬断申候由断申候ニ付、金貳兩程入用相掛り候由也、右之始末ニ而当方より無理ニ差止メ候ハ、皆々他方江免許ヲ受ニ参り候時勢ニ付、今度者右之通相計試候事、両三年も心見其上不宜候ハ、いか様共趣向ヲ相変可申積也

ここではまず、大和国内の素人附楽は一切禁止してきたが、一々差し留めに回るのも行き届き難いこと、また、師家から免許を得る僧楽も多く、楽人間の関係もあり一方的に差し留めることも憚られること、といった現状が述べられている。奈良奉行裁許を得、大和国内の素人奏楽禁止という意識も常に持ち続けているものの、結局は師家楽人との関係から、強硬な奏楽統制を行って得ていない実情が見て取れよう。より具体的には、郡山組浄土宗寺院の近例を挙げ、年忌法会での僧楽を在在素人から差し留めたところ種々掛合となり、郡山組から、楽人領の地代官を務める下河原平左衛門を介して京都の楽人に免許依頼が持ち込まれる事態となったというのである。こうした動きを受けて在在素人は、郡山組の僧楽を許容するより他なくなり、郡山組としても「同ハ手近ク之南都より免許受候ハ、都合能候」ということで、在在素人が僧楽の免許を出す方向で収束している。葛房が記すように、まさに「当方より無理ニ差止メ候ハ、皆々他方江免許ヲ受ニ参り候時勢」であり、在在素人が大和国内の素人奏楽を統制しようとすればするほど、他の三方素人免許の奏楽を招き込んでしまうというジレンマに陥ったのである。結果、在在素人は国内の素人奏楽に対して、従来の全面禁止を改め、免許を与える方向へと方針転換をすることとなった。弘化の結崎村極楽寺の一件は、そうした方針転換後の最初の事例となったのである。その最初の事例が、昨年の入門までは「非門」にて諸寺社へ奏楽に参向していた平井文吾からもたらされているのは、当時の在在素人を取り巻く状況を象徴的に表していると言えよう。更に、弘化五年（一八四八）には、生駒の朴木市良左衛門から高山村法楽寺での素人奏楽が出願されている。⁽⁵²⁾ これについても在在素人は免許を出すこととなるが、同時に次のような条目を朴木へ申し聞かせている。

【史料一四】芝葛房「芝家日記集」弘化五年三月二日条

一、從來楽道執心之所今般就立願宮社其外於寺院等奏楽奉納之義被相届承之候、乍去奉納逆猥難相成、仍而条目如左

- 一、奏楽奉納之節麻上下着用勿論之事
 - 一、奉納在之節者何方ニ而致奉納度旨前広ニ断り可被申出事
 - 一、由緒在之向々堅出頭無用之事
 - 一、雖為親子兄弟非門之輩合奏可為同前事
- 右之条々無違変急度可被相守者也
- 南都楽所

奏楽奉納時の着衣や、事前に在在素人に断りを入れるべきことなど、素人奏楽に際して守るべき条々が南都楽所名義で明文化されているのである。この条々を厳守することを条件に朴木の奏楽願は許可されており、免許を付与する態勢への移行に伴って、素人奏楽について制度化が図られていったものと言えよう。以後、在在素人の統制のもと、素人による寺社での奏楽が広く大和国内で催されていくこととなるのである。

二、四 在在素人による奏楽統制の進展

安政年間には、在在素人の門弟による無届の奏楽が問題化している。安政六年（一八五九）三月に南大和において無届の素人奏楽が行われていることが発覚し、取り調べたところ、在在素人門弟たちの所為であった。⁽⁵³⁾ これを機に大和国中の楽道取締が行われることとなり、同年六月には、生駒山崎村西正寺、郡山茶町常念寺、百済新子村善徳寺、疋相村吉村富太郎、三輪平井豊後、宇陀才ヶ辻村光台寺の六名が「支配方」に任じられ、取締が命ぜられている。⁽⁵⁴⁾ 十一月には支配方から報告がなされ、無届で奏楽を行っていた寺院として一五ヶ寺が摘発されている。

【史料一五】東友秋「日記」安政六年十一月十九日条

一、楽道之儀、入門相济候共寺社之附楽等猥ニ不相成義者勿論、春來取締候儀も在之兼而従師家申渡有之筈之処如何相心得候哉

松塚村 西蓮寺 秋吉村 超願寺 三倉土村 専修寺
 新村 光藏寺 市場村 専明寺 疋田村 正光寺
 鳥屋村 高松寺 妙法寺村 安樂寺 北越知村 浄宗寺
 柿本村 光現寺 新庄村 現得寺 道穂村 無量寺
 久保村 教善寺 花内村 円通寺 八木村 明教寺
 右之者共猥二法要等二奏樂致候趣、其上不作法之事其義相聞難相濟候、
 自今之儀者寺社之附樂出勤差止候条、此段急度御達被成請書差出候様御
 取斗可被成候、以上、

未十一月

一同

窪越(光亭)中守殿

芝右(高房)近将監殿

東左(女秋)近将監殿

三月に無届の奏樂が発覚した門弟たちは「奉樂ハ入門致居候故仕候事」と弁
 解していたが、在南樂人からは入門してもなお無届の奏樂は不可であると断
 ぜられたのである。明和以来、「大和国中」という領域にこだわり続けてい
 たように、在南樂人による奏樂統制は、在南樂人の門弟であるかどうかにか
 かわらず、あくまで大和国内という領域内の奏樂機会を全て把握するという
 ことに主眼があったものと考えられる。【史料一五】に列挙されている寺院
 のうち、高松寺・安樂寺以下の一〇ヶ寺については詫状が提出され、万延元
 年（一八六〇）には奏樂を行う際の種々の取り決めがなされている。この
 一〇ヶ寺は浄土真宗の「八木南組」と称する樂僧集団であったが、大和国中
 に神社五ヶ所、寺院四六ヶ所に奏樂の先例を持つなど、幅広い活動を行って
 いた。ここでは、奏樂の先例の有無にかかわらず在南樂人に届け出るべきこ
 と、⁽⁵⁸⁾更に、奏樂に伴う届料についても、先例のある寺社は金二〇〇疋、先例
 のない寺社は金一〇〇疋か五〇疋を支払うべきこと、⁽⁵⁹⁾が定められている。大

和国における奏樂統制は、奏樂の届出を義務化する届出制の形で進展して
 いったのである。これらのように、安政〜万延年間における在南樂人の奏樂
 統制は、大和国内を監視する「支配方」が設定されるなどの組織化が図られ
 るとともに、届出制や届料についての規定がなされ、制度化が相当程度進行
 していた。

こうした制度化のもと、大和国内では数多くの寺社奏樂が執り行われてい
 る。いちいち列挙すると、安政六年には曾根村名称寺、高田村、新村念願
 寺、額田部村来迎寺、万延元年には下庄村浄教寺、超昇寺、歆喜寺、矢田山
 北僧坊、保田村光林寺、新堂村常念寺での素人による奏樂が、在南樂人に届
 け出られている。真宗寺院が多いのは、親鸞上人六〇〇年遠忌の時期に当
 たっていたからであるが、文化年間の法然上人六〇〇年遠忌に伴う奏樂を全
 て在南樂人で賄おうとしていたことは対照的である。素人による奏樂の全
 面禁止から届出・免許制へという移り変わりが如実に表れていると言えよ
 う。この期に及んで、在南樂人は大和国の素人奏樂に対する強固な管理体制
 を実現したのである。⁽⁷⁰⁾

こうして築き上げられた在南樂人による奏樂統制は、そもそも（樂所奉行
 四辻家―師家樂人―寺社）という体系に対抗するために構築されてきたこと
 から、四辻家を頂点とする奏樂統制とは別個の体系であった。前章で論じた
 ように、四辻家によるそれが師弟関係を基軸とする編成であったのに対し
 て、在南樂人の統制は、奈良奉行裁許が拠り所とされていたことにも表れて
 いるように、大和一国への領域的な編成として展開したのである。双方とも
 同じ三方樂人の構成員による統制に見えるが、実は二つの異なる原理による
 統制が並び立っていたのだと言えよう。

三 寺社からみた奏樂統制

最後に、視点を寺社の側に転じ、四辻家・三方樂人による奏樂統制が如何

ほど浸透しているものだったのか、検討を試みたい。

三 一 雅楽受容の選択性

まずは、嘉永七年（一八五四）に起きた長州藩楽役非門出役一件を取り上げよう。これは、長州藩御霊社の舞楽を務める「舞楽方社人」が三方楽人に入門していない「非門」の者を交えて奏楽を行っていたことが発覚し、辻家以下の師家楽人から奏楽を差し留められたものである。⁽⁷¹⁾ これを受けて、佐藤豊道以下八名の楽役を務める神職が師家楽人に入門しており、三方楽人の統制力を典型的に表わす事例のように思える。しかしながら長州藩の舞楽方社人は、御霊社取建の当初より上京して雅楽の伝授を受けたとされ、寛政・享和・文化年間に三方楽人の門弟となるなど、嘉永年間以前から継続的に三方楽人の編成下にあるものであった。そのような中でも「非門」が出役する余地があったのであり、必ずしも統制が徹底されていない様子が窺える。また、文化八年（一八一）には、神職の雅楽伝習について、三方楽人のもとへの上京のほか、宮島楽人の隠居と噂された林藤吾なる人物から伝授を受けることが藩当局で検討されている。⁽⁷⁴⁾ 結局は林藤吾が宮島楽人でないことが明らかになるなどして上京を選んでいるものの、宮島楽人に教えを求めることについては、「御先祖様方御信仰第一之神社二相伝候音楽」、「宮嶋音楽も年古く伝来之由二而事二寄候而ハ京都伝来より茂古代より相伝致シ候趣」と、長州藩と厳島社との関係性から正当性が見出だされ、京都の三方楽人とは異なる選択肢として位置づけられていたのである。⁽⁷⁵⁾ ひとたび三方楽人の門弟となった後にも、雅楽の受容経路が選択可能な形で複数存在していたことが理解できよう。⁽⁷⁶⁾ なお、安芸国大崎下島の宇津神社のように、瀬戸内には宮島楽人から雅楽を導入したという神社が見られ、⁽⁷⁷⁾ 厳島社の雅楽がある程度の求心力を有したことが想定される。

雅楽受容の選択性を表わすものとしてもう一点、讃岐国善通寺の事例についても見てみよう。文化元年（一八〇四）、善通寺では音楽曼供が催される

が、それに際して、楽人をどこから調達するかが問題となっている。次の史料は、大坂にいたと思われる遠里備次なる人物から善通寺へ宛てられた書状の一部である。

【史料一六】（文化元年）八月十二日付香山尊師宛遠里備次「書状」（善通寺文書）⁽⁷⁹⁾

一、音楽之事、延命御院主方より委曲承知仕候、当表素人參候事ハ天王寺許容無之候而ハ難出来、是も少々御物入筋二候得共、少し之事二候得者、延命師御取斗候而も出来可申由ニ被仰候得共、何分遠方之儀、殊更冬分諸向繁多之折柄故存立無数、其上当時本府中樂事相応ニ相心得者甚無人ニ而漸取集五七人ハ無之候、其内医業或仕官等之人ニ而他国難出来者多、僧衆ヲ御招被成候得者、信貴山衆徒中、大念仏衆僧杯申試不申候得共、多分出來可申哉と奉存候、併是ハ少し御好ニ無之様子御尤奉存候、天王寺俗官御招ニ御座候得ハ何之申分ハ無之候得共、余り大道成物ニ奉存候

遠里としては、天王寺楽人を招請すべきであるとの見解を示しているのであるが、別なる候補として、信貴山衆徒中や大念仏衆僧といった僧侶たちを挙げているのである。前章で見た、大和国への進出を図っていた大念仏寺の衆僧集団がここにも姿を見せており、彼らの活動の射程の広さを窺わせる。最終的には高松の石清尾八幡社の楽人（南都楽人門弟）に出勤を依頼することとなっており、⁽⁸⁰⁾ 地域の楽人によって奏楽が賄われたことが知られる。石清尾楽人を招くことについて大坂の遠里は、「元來諸国寺社楽人と申候者ハ一寺一社而已相勤候者ニ而他之寺社へ参り相勤候儀ハ不相成候事」との懸念を示し、重ねて天王寺楽人を用いることを主張しているが、⁽⁸¹⁾ 石清尾楽人の出勤自体は、⁽⁸²⁾ 明和二年（一七六五）の善通寺五重塔上棟祝讀法会や、⁽⁸³⁾ 天明七年（一七八七）の金倉寺智証大師九百年忌法会など、讃岐国内においてま

ることであつた。このように、法会での奏楽に当たっては、天王寺楽人の存在が認識されつつも、上方の楽僧集団が候補に挙がり、実際には高松の石清尾楽人に依頼するなど、三方楽人以外に様々な選択肢が存在したのである。

これら長州藩や善通寺の事例から分かるように、四辻家・三方楽人による奏楽統制が進んでいく中であっても、必ずしも一元的な管理体制は実現しておらず、寺社における雅楽受容の多様性・選択性は温存されていた。日蓮宗本法寺のような、四辻家の制式が近世を通じて代々効力を持ち続けた寺社もあれば(第一章第二節)、本節で見たような複数の選択肢を持った寺社もあつたのであり、四辻家・三方楽人による奏楽統制には、その浸透度に濃淡が存したことが見て取れよう。

三・二 拒絶される四辻家

更には、四辻家・三方楽人による奏楽統制が明確に拒否される事例も存した。明和四年(一七六七)の肥後国本妙寺をめぐる一件である。事の発端は、禁裏楽所の使者と名乗る松本新七なる人物から本妙寺へ、寺内の奏楽をめぐる質問状が届いたことであつた。

【史料一七】「当山音楽興起並音楽師資相承之秘書」(本妙寺文書)⁽⁸⁴⁾

当御寺音楽在之毎月廿四日御法用之節音楽御執行被成、何レより伝来ニ御座候哉承度、且近年清水扇外より御相伝被成候と承申候、扇外義者楽所より罷出申候者ニ而其業筆策ニ而御座候、笙・笛之義ハ相伝相成り不申、依之当国ニ而ハ藤崎之社中楽役、時習館楽役、此度相改手前共両人門弟ニ致シ申候、非門ニ而音楽御勤被成候事ハ何方ニ而も相成り不申、此旨京都楽所奉行四辻大納言殿より被申渡候、其御寺之音楽此度御改り被成候哉否之義御返答承度、則当所藤崎社中吉永丹後守方へ暫致逗留候間有無御返答早々可被仰聞候、為其如此ニ而御座候、以上

禁裏楽所岡但馬守^(昌)・林紀伊守^(基) 使者 松本新七

後九月廿七日

本妙寺

御役僧中

楽所奉行四辻家から「非門」での音楽勤仕は認められない旨通達があつたので、本妙寺の師家を改めたいと言うのである。「非門」を三方楽人が門弟化しようとする、明らかに寛延の楽道改を踏まえた行動であると言えよう。これに対する本妙寺の返答は史料の欠損により不明であるが、本妙寺は慶長年間の加藤清正時代以来の由来を返答したようである。これに対しては、再び松本新七から三管の師家楽人が誰であるのか、師家の許状の有無が質されることになるが、そもそも本妙寺の雅楽とは、寺伝雅楽の由来書によると、「抑当山音楽興起由来ト者、大体朝鮮楽ニシテ金官流也」とされているように、加藤清正が朝鮮出兵の際に連れ帰って来た金官なる人物によって伝来したとされるものであつた。これに、天王寺流を修めた長崎の清水扇外が伝えた雅楽を合わせて、代々寺僧によって伝持してきたというのが本妙寺の主張であつた。こうした由緒を持つ本妙寺からすれば、寺伝雅楽とは無関係の三方楽人に入門せねば奏楽が許されないという四辻家の論理は到底受け容れられないものであり、今回の三方楽人の行動を、「是レ弥紛レ無キ彼ノ方ノユスリニシテ是非トモニ笙ト笛トノ入門サセテ物取りノ巧ト見定メタル」と断じ、「彼ノ方ノ巧ニ乘リテ若一人モ入門セハ当山ノ大キナル恥チナルヘキ」とまで言い放ち、強く拒絶することになるのである。結局松本新七はこれ以上の追及をせず、熊本を離れていったようである。本件は、師家の明確化、三方楽人の門弟化を原理とする四辻家による奏楽統制が、時には摩擦を生むものであつたことを示しており重要である。特に、本妙寺は朝鮮金官流という独自の雅楽の由来によって四辻家の編成を拒否しており、四辻家・三方楽人と寺社奏楽との関係性における軌轢の極点を表わしているように思われ、注目される。

これらのように、寺社の視点に立てば、受容経路の選択性や、雅楽自体の由緒の複数性により、四辻家・三方楽人による奏楽統制が、必ずしも徹底しているものではなかった状況が明らかとなるのである。

おわりに

ここまで、近世における奏楽統制について検討を加えてきた。まず、統制の構造について言うと、四辻家を頂点とする三方楽所の奏楽統制と、在南楽人による奏楽統制という、二つの奏楽統制の存在が明らかとなった。前者が師弟関係を基軸とする全国的な編成であるのに対して、後者は大和一国を対象とする領域的な編成であり、質的に異なる二つの原理が併存していたのである。いみじくも西山は南都楽人の活動を総評して、「南都楽人は、一方においては全国各地の寺社を、また一方においては、大和一国の寺社を、すべて南都楽所の支配となし、それらの寺社の雅楽演奏の一切は南都楽人が執り行い、かつその管理下にこれを統制していたのである⁽⁸⁶⁾」と論じたが、実はこの一文には、四辻家・三方楽人による統制と、在南楽人による統制という二つの位相が含まれていたのである。それでは、なぜこうした二つの奏楽統制が現出したのであろうか。背景として、三方楽所の組織構造という問題がある。そもそも三方楽人は、京都・奈良・四天王寺の三ヶ所に分かれて居住していたが、三方楽所全体としては、「武家伝奏―四辻家―楽人」という朝廷社会の統属関係のもと支配を受ける一方、在南楽人においては奈良奉行や春日社・興福寺、在天楽人においては大阪町奉行や四天王寺といった、幕府の遠国奉行や中世以来の関係を有する寺社の支配下にもあり、四辻家による一元的な支配下にある訳ではなかった。こうした支配系統の二重性によって、それぞれが根拠をもって奏楽統制を進めていくことが可能であったのである。三方楽所の組織構造に即応して、奏楽統制も重層化したのだと言える⁽⁸⁷⁾。

次いで、奏楽統制の浸透度について述べると、近世後期には、「素人↓師家楽人(楽頭)↓四辻家」、あるいは「素人↓在南楽人」という構造での届出制が相当程度機能していた。但し、徹底されたものではなく、地方の寺社等においては、雅楽の受容経路に複数性・選択性が残されていた。また、金戒光明寺や本妙寺で見られたような、必ずしも三方楽人を介さない寺伝雅楽も存在したのであって、四辻家・三方楽所はそうした雅楽を編成下に置こうと働きかけていたのであった。してみると、先行研究で想定されているような、近世中期までの三方楽所の強固な統制力の存在も疑わしくなってくる。むしろ、寛延以降展開していく奏楽統制は、既に多様に存在する雅楽を、四辻家・三方楽所のもと一元管理していこうとしたものではなかったか。そうであるならば、近世後期の奏楽統制とは、統制力の弛緩を経たものではなく、四辻家・三方楽所が自らに統制力を新たに付与し、浸透させていこうとした過程であったと評価できるのではないだろうか。

本稿で明らかにしたような奏楽統制の在り方も、決して近世雅楽界全体を覆いつくすものではないのであって、今後、近世雅楽の多様性との関係性の中で、その意義を論じていく必要があるだろう。

【注】

- 1 三方楽人とは、南都楽人・天王寺楽人・京方楽人の三方から成り、朝廷・幕府の楽儀を担った雅楽演奏家集団である。楽所奉行四辻家の支配下にあり、居住地によって、南都楽人は在京と在南、天王寺楽人は在京と在天に分かれていた。
- 2 西山松之助『家元の研究』(校倉書房、一九五九)。
- 3 南谷美保「江戸時代の雅楽愛好家のネットワーク―東儀文均の『楽所日記』嘉永六年の記録より見えるもの―」(『四天王寺国際仏教大学紀要』四〇、二〇〇五)、岩淵令治「近世後期における雅楽の伝播と楽器師―「伝統」の普及と販売―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一九三、二〇一五)等。
- 4 近年の成果としては、長瀬公昭「飛騨の雅楽の歴史について―江戸時代の「一考察」―」(『斐太紀』平成二〇年度、飛騨学の会、二〇〇九)、神徳興甫・山岡ミツキ「寛政二二年の大洲藩雅楽奉納について」(『長浜史談』三七、長浜史談会、二〇一三)、福江充「布橋灌頂会(日本ユネスコ「未来遺産」登録行事)と雅楽の関係」(『北陸大学紀要』四三、二〇一七)等。また、自治体史としては、『長野市誌四 歴史編 近世二』(長野

- 市、二〇〇四）、『近江日野の歴史三 近世編』（日野町、二〇一三）、『愛知県史 資料編二一 近世七 領主一』（愛知県、二〇一四）等が近世の雅楽に言及している。
- 5 前掲注（2） 西山著書。
- 6 前掲注（2） 西山著書二二六頁。
- 7 前掲注（2） 西山著書二三八頁。
- 8 道端麻依子「近世の南都楽所と「素人附楽」」（『奈良歴史研究』五、五二、一九九九）。
- 9 拙稿「近世武家雅楽の普及と展開」（『日本史研究』六六六、二〇一八）、遠藤徹「徳川治宝の時代の音楽についての一試論」（『楽器は語る』国立歴史民俗博物館、二〇二二）。
- 10 四辻家・三方楽人を中心とする奏楽統制については、武家社会に関わる範囲について、前掲注（9）拙稿第一章で述べた。
- 11 「楽頭注進」（国立歴史民俗博物館蔵南都楽人辻家資料）。
- 12 東儀文均「楽所日記」（国会図書館蔵）安政三年二月五日条。
- 13 「国書総目録」（岩波書店、一九六四）にも京都楽人安倍季良著「楽頭注進」（安倍家所蔵）が立項されており、各楽家で同様の注進書が作成されていたことが察せられる。なお、南都方在南楽人東友秋はこの達に対して「予方者楽頭無之候事」としている（東友秋「日記」（『南都百姓楽家東友秋家文書』小林写真工業、二〇〇三）安政三年正月廿八日条）。
- 14 総本山知恩院所蔵華頂古記録。
- 15 「知恩院史料集 日鑑篇二十四」（総本山知恩院史料編纂所、二〇〇九）。
- 16 京都本法寺文書（立正大学日蓮教学研究センター架蔵写真帳）。
- 17 「敦賀市史 史料編第三卷」（敦賀市、一九八〇）。
- 18 「謬誉上人御代日鑑」（黒谷文書（京都市歴史資料館架蔵写真帳）文久三年十月廿日条）。
- 19 日蓮宗本法寺の奏楽制度については、糸久宝賢「京都本法寺の「楽座制度」について」（『印度学仏教学研究』三九（二）、一九九二）参照。
- 20 豊氏本家蔵書類（上野学園日本音楽史研究所架蔵写真帳）。
- 21 本一件については、木浦美里「大坂天満宮をめぐる諸関係―六月祭礼を中心に―」（『近世大坂における神社と都市社会』大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター、二〇一七）参照。
- 22 本一件についての史料引用は、前掲注（21）木浦論文に参考史料として掲載されている「大坂天満宮所蔵古文書 A―八」（還御船楽停止につき）留」による。
- 23 「国長卿記」（国立公文書館所蔵内閣文庫）天保五年正月十一日条。
- 24 芝葛宗「芝家日記集」（天理図書館所蔵）天明五年二月十七日条。
- 25 芝葛宗「芝家日記集」宝暦十二年八月十三日条。
- 26 芝葛宗「芝家日記集」宝暦十二年八月十六日条、同年挟込文書。
- 27 近年、河内国金剛寺において、法会で奏楽を担う「楽衆」と呼ばれる僧侶が存在したことが指摘されている。中原番笛「金剛寺の法会儀礼と楽譜」（天野山金剛寺善本叢刊『儀礼・音楽』勉誠出版、二〇一六）参照。
- 28 芝葛宗「芝家日記集」明和四年正月十五日条。
- 29 芝葛宗「芝家日記集」明和四年二月廿六日条。
- 30 芝葛宗「芝家日記集」明和四年二月廿九日条。
- 31 芝葛宗「芝家日記集」天明五年二月十七日条。
- 32 芝葛宗「芝家日記集」安永九年三月廿一日条、四月二日・廿七日条。
- 33 芝葛宗「芝家日記集」天明二年四月廿三日条、五月二日条、天明四年閏正月十二日条。
- 34 芝葛宗「芝家日記集」天明五年二月十七日条。
- 35 芝葛宗「芝家日記集」天明五年二月十七日条。
- 36 芝葛宗「芝家日記集」天明五年三月四日条。
- 37 芝葛宗「芝家日記集」寛政九年四月二日条。
- 38 芝葛泰「芝家日記集」文化六年二月廿七日条。
- 39 天王寺楽人の支配形態については、南谷美保編「天王寺楽所史料」（清文堂出版、一九九五）、山崎竜洋「近世中期における天王寺楽所の構造と四天王寺」（『市大日本史』九、二〇〇六）、南都楽人については、拙稿「近世南都楽人と春日社・興福寺」（『東大寺図書館所蔵中村純一寄贈文書調査報告書』吉川聡、二〇一四）参照。
- 40 芝葛泰「芝家日記集」文化六年二月廿七日条。
- 41 芝葛泰「芝家日記集」文化七年三月廿三日条。
- 42 芝葛泰「芝家日記集」文化七年三月廿一日条。
- 43 芝葛泰「芝家日記集」文化七年四月九日条。
- 44 芝葛房「芝家日記集」天保十三年十月五日条。
- 45 芝葛房「芝家日記集」弘化五年九月十七日条。
- 46 東友秋「日記」安政六年三月十七日条。
- 47 前掲注（8）道端論文。
- 48 芝葛泰「芝家日記集」文化七年三月廿一日条。
- 49 芝葛房「芝家日記集」天保十三年十月五日条。
- 50 芝葛房「芝家日記集」弘化二年六月十日条。
- 51 芝葛房「芝家日記集」弘化三年正月廿九日条、二月朔日条。
- 52 芝葛房「芝家日記集」弘化五年二月廿八日条。
- 53 東友秋「日記」安政六年三月十七日条。
- 54 東友秋「日記」安政六年六月二日条。
- 55 東友秋「日記」安政六年三月十七日条。
- 56 東友秋「日記」安政六年十二月十六日条。なお、「楽道之儀入門後心得違御託」御請書之事」（『南都百姓楽家東友秋家文書』）がこの詠状に当たると見られ、『史料一五』にある高松寺以下九ヶ寺の他、若狭国立光寺が加わり、計一〇ヶ寺となる。
- 57 東友秋「日記」万延元年二月十六日条。
- 58 東友秋「日記」万延元年二月十六日条。
- 59 東友秋「日記」万延元年二月十八日条。
- 60 東友秋「日記」安政六年四月三日条、五月十六日条。

- 61 東友秋「日記」安政六年四月九日条。
 62 東友秋「日記」安政六年六月廿三日条。
 63 東友秋「日記」安政六年九月廿五日条、十月三日条、万延元年二月廿六日条。
 64 東友秋「日記」万延元年二月十六日条。
 65 東友秋「日記」万延元年二月十六日条。
 66 東友秋「日記」万延元年二月廿九日条。
 67 東友秋「日記」万延元年閏三月六日条。
 68 東友秋「日記」万延元年閏三月二十六日条。
 69 但し、全ての届出が無条件に許可された訳ではなく、三条町浄教寺の素人附楽願については、「何分所之事故」という理由で差し留め、在南楽人自らが出勤している（東友秋「日記」万延元年閏三月廿日・廿二日・廿七日条等）。奈良町内については在南楽人自身が出勤するという意識であったのだろうか。
 70 なお、万延元年には、河内国馬場村正円寺での奏楽の届料が在南楽人東家に届けられたところ、「国違二付」という理由で在天楽人蘭家にも支払わねばならず、在南楽人への届料が免除された一件がある（東友秋「日記」万延元年二月廿九日条）。在天楽人も国単位の素人統制を行っていた可能性を示唆するが、今のところ史料不足によりこれ以上論じる術を持たない。
 71 辻則察「日記」嘉永七年八月六日条、安政二年四月七日条。なお、前掲注（2）西山著書、前掲注（9）拙稿参照。
 72 「諸事小々控」（山口県文書館所蔵毛利家文庫）。
 73 「諸事小々控」寛政九年、享和元年、文化八年。辻近徳「日記」（『楽所録』（国会図書館所蔵））享和二年六月五日条、七月廿三日条、八月三日条。
 74 「諸事小々控」文化八年。本一件については前掲注（9）拙稿参照。
 75 なお、佐賀藩では実際に林藤吾（右仲）から雅楽伝授を受けている。拙稿「佐賀藩における雅楽文化の展開」（『公益財団法人鍋島報効会研究報告書』八、二〇一八）参照。
 76 小川朝子「楽人」（『近世の身分的周縁②芸能・文化の世界』吉川弘文館、二〇〇〇）は、長州杜家の三方楽人への入門から、「朝廷と同じ舞楽の再現に対する、藩側の意気込み」を見て取るが、ここまで見た推移からは、雅楽受容をより多面的に捉える必要があるように思われる。
 77 「従五位下大隅守越智宿禰春豊誌」（宇津神社所蔵）。
 78 遠里備次については、紀州徳川家伝来雅楽器（国立歴史民俗博物館所蔵）に「龍笛要録譜所持遠里徳三郎事蹟」（『龍笛要録譜』付属文書）という史料が残されており、それによると遠里は屋号を油屋とする大坂の商家で、管弦を四辻家に学んだ人物であった。『紀州徳川家伝来楽器コレクション』（国立歴史民俗博物館、二〇〇四）、遠藤徹・清水淑子・前島美保「紀州徳川家伝来の雅楽譜について」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一六六、二〇一一）参照。
 79 善通寺文書（善通寺宝物館所蔵）。

- 80 「（文化元年）九月十日付誕生院宛下津半太夫政美「書状」（善通寺文書）。
 81 「（文化元年）九月九日付誕生院宛遠里備次「書状」（善通寺文書）。
 82 「願届口上書等扣」（善通寺文書）。
 83 「智証大師九百年御忌記事」（金倉寺文書（香川県立文書館架蔵写真帳））。
 84 本妙寺文書（熊本市歴史資料室架蔵写真帳）。
 85 「当山音楽興起並音楽師資相承之秘書」。
 86 前掲注（2）西山著書二一五頁。
 87 もう一点、西山や道端が論じた、在京楽人と在南楽人との間での教授権の格差という問題があるが、これについては、楽人集団全体の秩序に関わる問題であるため、別に論を期す。

Control over Gagaku in Edo period.

YAMADA Jumpei

In this study I considered the control over Gagaku in Edo period. As a result, there were the music controls by two distinct principles. One is the nationwide music control based on the teacher relations by *Yotsutsuji* Family 四辻家 and *Sanpo-gakuso* 三方楽所, and the other is the regional music control in *Yamato* County 大和国 by *Zainan-gakunin* 在在楽人. On the other hand, from the standpoint of a shrine and temple, music control has not always been thorough. Diversity around Gagaku was preserved in all over Japan.

Keywords: Gagaku, *Yotsutsuji* Family, *Sanpo-gakuso*, shrine and temple, *Gakuso-bugyo*.

